

第36回全国健康福祉祭とっとり大会

～ねんりんピックはばたけ鳥取 2024～

三朝町実行委員会（第1回）

【期日】 令和5年5月9日（火）

【時間】 午後1時30分～

【場所】 三朝町役場第2会議室

●●●●●●●●●●●●●●●● 次 第 ●●●●●●●●●●●●●●●●

1 開会

2 あいさつ 三朝町長 松浦 弘幸

3 概要説明

・「ねんりんピック」「実行委員会」とは 別冊
令和4年度ペタンク開催プログラム（神奈川県大井町） 参考資料

4 議事

第1号議案 ねんりんピックはばたけ鳥取 2024
三朝町実行委員会の設立について

第2号議案 ねんりんピックはばたけ鳥取 2024
三朝町実行委員会会則(案)について

第3号議案 令和5年度事業計画（案）について

第4号議案 令和5年度予算（案）について

第5号議案 ねんりんピックはばたけ鳥取 2024
三朝町実行委員会運営委員会への委任事項（案）について

5 その他

第1号議案

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会の
設立について

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会の設立について、承認を求めます。

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会の 設立について

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 において、三朝町で実施する種目の交流大会及びその他関連イベントを開催するにあたり、円滑な大会運営を図るため、「ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会」を設立する。

第2号議案

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024

三朝町実行委員会会則(案)について

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会会則(案)について、承認を求めます。

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会会則（案）

（目的）

第1条 この会は、ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 において、三朝町で開催される交流大会等（以下「大会等」という。）の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを目的に組織する。

（名称）

第2条 この会は、ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

（事業）

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。
- （2）大会等の企画及び運営に関すること。
- （3）厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センター、鳥取県その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、三朝町長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員及び監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）関係機関及び関係団体の代表者又は役職者
- （2）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- （1）副会長 2人
- （2）監事 2人
- （3）委員 20人以内

- 2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

（役員職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査し、総会に報告する。

（任期）

第7条 役員及び委員の任期（以下「役員等」という。）は、委嘱の日から第1条の目的が達成されたときまでとする。ただし、役員等が、就任時の機関又は団体等の役職を離れたときは、その役員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（会議の種類）

第8条 実行委員会に次の会議を置く。

- （1） 総会
- （2） 運営委員会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

（総会）

第9条 総会は会長、委員及び監事をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- （1） 大会等の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。
- （2） 会則の制定及び改廃に関すること。
- （3） 事業計画及び予算に関すること。
- （4） 事業報告及び決算に関すること。
- （5） 運営委員会へ委任する事項に関すること。
- （6） その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長に対して、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合において、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

7 会長は、総会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（運営委員会）

第10条 運営委員会は、会長が委嘱した運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、総会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。

3 運営委員会の任期は、第7条の規定を準用する。

4 運営委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会長の専決処分）

第11条 会長は、総会及び運営委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第12条 実行委員会の会務を処理するため、三朝町福祉課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、実行委員会が解散する場合にあっては、当該解散に係る所要の手續を完了する日とする。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の決議によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第16条 実行委員会は、第1条の目的が達成されたときに総会の決議により解散する。

- 2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、三朝町に帰属するものとする。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年5月9日から施行する。

第3号議案

令和5年度事業計画（案）について

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会会則第9条第3項の規定に基づき、令和5年度事業計画（案）について承認を求めます。

令和5年度事業計画（案）

第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）における三朝町開催種目であるペタンク交流大会の円滑な運営に向けて、鳥取県実行委員会及び関係団体等との密接な連携の下に次の事業を行う。

1 実行委員会の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 運営委員会の開催

2 ペタンク交流大会及び関連イベント等の開催準備

- (1) 大会実施計画の策定
交流大会及び関連イベント等の実施計画を策定する。
- (2) 種目別開催要領の策定
交流大会の詳細な日程・競技規則・競技方法・表彰基準等を策定する。

3 広報活動の実施

- (1) 三朝町広報誌及びホームページ等への掲載
- (2) 各種イベント会場における広報活動の実施等

4 先催地調査の実施

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピックえひめ2023）視察
会 期：令和5年10月28日（土）～令和5年10月31日（火）
開催地：愛媛県鬼北町（ペタンク競技会場）他

5 リハーサル大会の開催

日 程：令和5年10月22日（日）終日
会 場：三朝町営陸上競技場

6 関係機関・団体との連絡調整・連携

- (1) 鳥取県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技主管団体、その他関係団体等との連絡調整
- (3) 関係機関及び関係団体との連携

第4号議案

令和5年度予算（案）について

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会会則第9条第3項の規定に基づき、令和5年度予算（案）について承認を求めます。

ねんりんピックとっとり三朝町実行委員会 R5収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

大科目	中科目	小科目	摘要	当初予算額
補助金				830,000
	県補助金			830,000
		鳥取県実行委員会補助金		830,000
補助金				830,000
	町補助金			830,000
		三朝町実行委員会補助金		830,000
雑収入				0
	雑収入			0
		雑収入		0
収入合計				1,660,000

支出の部

大科目	中科目	小科目	摘要	当初予算額
町実行委員会運営事業費				893,000
	旅費			391,000
		費用弁償	会議用	44,000
		普通旅費	視察用	347,000
	需用費			115,000
		消耗品費	事務用品等	115,000
	委託料			200,000
		委託料	広報活動用	200,000
	報償費			137,000
		報償費	委員報酬	137,000
	役務費			40,000
		役務費	通信運搬費、手数料	40,000
	使用料及び賃借料			10,000
		使用料	会議用	10,000
リハーサル大会実施事業費				767,000
	報償費			40,000
		報償金	審判等報酬	40,000
	旅費			20,000
		費用弁償	審判等派遣費	20,000
	需用費			575,000
		消耗品費	おもてなし費、記念品代等	535,000
		食糧費	役員弁当代、飲料	40,000
	役務費			30,000
		保険料	リハーサル大会保険料	30,000
	委託料			40,000
		委託料	啓発物作成	40,000
	使用料及び賃借料			10,000
		借上料	会場使用料	10,000
	予備費			52,000
		予備費		52,000
支出合計				1,660,000

第5号議案

**ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会
運営委員会への委任事項（案）について**

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会会則第9条第3項の規定に基づき、運営委員会への委任事項（案）について承認を求めます。

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会 運営委員会への委任事項について

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 三朝町実行委員会会則第9条第3項の規定に基づき、次の事項を運営委員会に委任する。

- 1 総務・企画に関する事項
 - (1) 事務局に関すること
 - (2) 先催地の調査の実施に関すること
 - (3) 本大会実施に関すること（リハーサル大会を含む）
 - (4) 予算の流用に関すること

- 2 広報・町民参加活動に関する事項
 - (1) 広報・啓発の方法やPRグッズの作製に関すること
 - (2) 交流大会等のボランティアに関すること

- 3 競技・式典に関する事項
 - (1) 開催要領・プログラムに関すること
 - (2) 交流大会の開始式・閉会式に関すること

- 4 健康づくり教室・おもてなしに関する事項
 - (1) 健康づくり教室の実施に関すること
 - (2) 選手・監督等へのおもてなしに関すること
 - (3) 町民参加のためのイベント等に関すること

- 5 医事衛生に関する事項
会場の救護所の設置に関すること

- 6 輸送・交通・警備及び防災に関する事項
 - (1) 県の輸送計画への協力に関すること
 - (2) 観客等の交通に関すること
 - (3) 会場等の警備・防災に関すること

- 7 その他会務に必要な事項